# 牛徒規定 1《至誠中学校のきまり》

令和5年度生徒総会により、自分達の命や未来を守るためのきまりを再度協議し、きまりの改訂を行いました。

## 1 登下校について

- (1) 通学は、決められた道を通り、交通ルールやマナーを守って、事故のないよう心懸ける。
- (2) 自転車通学には、安全のため学校規定のヘルメットを着用し、あごひもを確実に締めること。
- (3) 始業・・・8時30分

終業・・・原則17時00分

- (ア)終業15分前に活動をやめ、下校準備をする。
- (イ)終業時間は、教育活動の状況によって変更することがある。
- (4) 通学には、学校規定のカバンを使用する。

## 2 服装について

- (1) 登下校の時、原則学校規定服を着用すること。部活動や行事・儀式によっては、服装を指定する、あるいは体操服を許可する場合もある。制服の左胸に名札をつける。
- (2) 上履きは、学校規定のものを使用すること。通学靴は、白を基調とした運動に適したもの。
- (3) 男子

標準学生服(上下) 半袖、長袖カッターシャツ(白) ベルト(黒で装飾の無いもの)

#### 女子

セーラー服(白線三本 白のネクタイ) スカート ズボン 学校既定のベスト

長袖・半袖丸襟ブラウス(白)

長袖・半袖カッターシャツ(白)

- (4) 移行期間については定めず、気温や体調に応じて既定の服装のなかで調整すること。
- (5) 制服以外については、次のとおりとする。
  - ① 下着については、目立たない柄のない・無地のもの
  - ② ソックスは、くるぶしが隠れる長さの白・紺・黒で、細い線(2・3本)及びワンポイントは 良い。
  - ③ カーディガンやセーター・ベストなどは、制服からはみ出さないこと。
  - ④ 冬期、手袋・マフラー(ネックウォーマー)及び、ウインドブレーカー(学校規定)の着用は 認めるが、特に理由のない限り校舎内での着用は認めない。

## 3 頭髪について

- (1) 学習に支障がない清潔感のある髪形を基本とする。
  - ① 運動時や給食の際には、安全面・衛生面の観点により髪をくくる。
  - ② 髪をくくる際は安全を考慮し、ヘルメットがかぶれる髪形にする。 くくる際に使用するゴムやペアピンは華美でない色とする。
  - ③ 整髪料、パーマ、カール、脱色、染色などは禁止。

### 4 部活動について

- (1) 希望者は部に所属し活動する。
  - ① 年度初めの体験入部・部活紹介後、入部届けを部活顧問に提出して入部するものとする。
    - ・原則として1年間転部はできない。(特別の場合を除く)
    - ・新入生には1週間の猶予期間(体験入部)を設ける。
- (2) 設置する部活は別途定める。
  - 部員数が大会出場人数に満たない場合は休部あるいは廃部とする。

### 5 自転車通学について

- (1) 許可の範囲及び手続き
  - ① 自転車通学には特に問題のない限り、全員可能とする。
  - ② 自転車通学を希望する者は、自転車通学許可願いを担任を通して学校長に提出する。
  - ③ 自転車通学を許可された者には、鑑札シールを支給する。その際、鑑札シール代金として実費を納入する。
  - ④ 自転車保険に加入しておくこと。
- (2) 自転車通学生は次のことをよく守ること。

違反した場合は自転車通学の許可を取り消すことがある。

- ・鑑札シールは後部反射鏡の上につける。
- ・自転車は必ず、自転車置き場の定められた位置に置く。
- ・ 学校内は自転車を押して通行する。
- トラブル防止のため鍵をつけ、授業中は必ず鍵をかけ各自保管する。
- ・自転車通学生は必ずヘルメットを着用する。
- 交通法規をよく守ること。左側一列通行、2人乗りをしない。(雨天時はカッパを着用する。)
- ブレーキ、ライト、ベルなどの車体部品の整備を十分にしておく。
- 白転車のスタンドは両足スタンドとする。
- ハンドルは変形させない。

## 6 その他

- (1) 欠席、遅刻、早退は担任に届け出る。特に、欠席は8時15分までに保護者が連絡すること。
- (2) 登校後は、安全のため許可無しに校外に出ないこと。
- (3)登下校の途中、買い食い・立ち読みをしないこと。
- (4)学校生活に不要な物は持ってこない。 ※携帯電話・スマートフォン・iPad などの機器、間食、ミサンガなどの不必要な装飾品
- (5) 『学習用タブレットの活用』に従って、タブレットを使用する。(別紙)
- (6) 安全のため、夜間外出・外泊は保護者同伴とする。
- (7)腕時計は辞書機能・電卓機能・通信機能のないもので、アラーム音が鳴らないもの、もしくは鳴らないような設定にしたもの。
- (8) 気温等に合わせて、ひざかけの持ち込みを可とする。

生徒自ら考え、決定したきまりを責任をもって守り、学校生活を楽しく充実したものにします。